

## 07. 15

### 過誤納等の手数料又は特許料の返還に ついての取扱い

#### 1. 過誤納等に該当する手数料又は特許料及び返還請求のできる期間

特許出願、請求その他の特許等に関する手続であって、当該手続の際に納付した手数料又は特許料が次に掲げる過誤納等に該当する場合には、納付者からの請求により返還する。

ただし、次に掲げる(1)及び(3)から(7)までの場合であって、予納された見込額からの納付の申出によるときは、予納台帳に返納されるので返還の請求を要しない。

- (1) 過誤納による手数料又は特許料 ([特111条1項1号](#)<sup>※1</sup>、[195条11項](#)<sup>※2</sup>、[実34条1項1号](#)、[54条の2第10項](#)、[意67条7項](#)、[商42条1項1号](#)、[65条の10第1項](#)、[76条7項](#))

＜期間＞納付日から1年以内 ([特111条2項](#)<sup>※1</sup>、[195条12項](#)<sup>※2</sup>、[実34条2項](#)、[54条の2第11項](#)、[意67条8項](#)、[商42条2項](#)、[65条の10第2項](#)、[76条8項](#))

ただし、手数料又は特許料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、納付日から1年以内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては、2月)以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる([特111条3項](#)<sup>※1</sup>、[195条13項](#)<sup>※2</sup>、[実34条3項](#)、[54条の2第12項](#)、[意67条9項](#)、[商42条3項](#)、[65条の10第3項](#))。

- (2) 現金をもって納付(電子現金納付を含む)した未使用の手数料又は特許料  
＜期間＞日本銀行へ納付した日から1年以内 ([現金手続省令7条3項](#)<sup>※3</sup>)
- (3) 不適法な手続として却下処分 ([特18条の2](#)<sup>※4</sup>、[特133条の2](#)<sup>※5</sup>) となった手続に係る手数料

＜期間＞納付日から1年以内(却下処分の謄本の送達が納付日から6月経過後にあつたときは、却下処分の謄本の送達があつた日から6月以内)

- (4) 出願日を認定するための補完がされず出願却下処分 ([特38条の2第8項](#)、[商5条の2第5項](#)<sup>※6</sup>) となった特許出願及び商標登録出願に係る手数料

＜期間＞納付日から1年以内(却下処分の謄本の送達が納付日から6月経過後にあつたときは、却下処分の謄本の送達があつた日から6月以内)

- (5) 不適法な手続として却下処分 ([特18条の2](#)<sup>※4</sup>) となった手続に係る特許料

＜期間＞納付日から1年以内(却下処分の謄本の送達が納付日から6月経過後にあつたときは、却下処分の謄本の送達があつた日から6月以内)

- (6) 出願却下処分 ([実2条の3](#)) となった実用新案登録出願に係る登録料 ([実3](#)

4条1項2号)

＜期間＞出願却下処分が確定した日から6月以内（実34条2項）

- (7) 不適法な手続として出願却下処分（実2条の5において準用する特18条の2）となった実用新案登録出願に係る手数料及び登録料

＜期間＞納付日から1年以内（却下処分の謄本の送達が生じた日から6月経過後にあったときは、却下処分の謄本の送達が生じた日から6月以内）

- (8) 特許法第114条第2項の取消決定又は特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料（特111条1項2号）

＜期間＞特許法第114条第2項の取消決定又は特許を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内（特111条2項）

- (9) 特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料（当該延長登録がないとした場合における存続期間の満了の日の属する年の翌年以後のものに限る。）（特111条1項3号）

＜期間＞特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内（特111条2項）

- (10) 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料（実34条1項3号）

＜期間＞実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内（実34条2項）

- (11) 実用新案権の存続期間の満了日の属する年の翌年以後の各年分の登録料（実34条1項4号）

＜期間＞実用新案権の設定の登録が生じた日から1年以内（実34条2項）

- (12) 意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料（意45条において準用する特111条1項2号）（国際登録を基礎とした意匠権に係るものを除く（意60条の21第3項））

＜期間＞意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内（意45条において準用する特111条2項）

- (13) 国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときのジュネーブ改正協定第7条（2）の個別の指定手数料（意60条の22第1項）

＜期間＞国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から6月（意60条の22第2項）

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、意匠法第60条の22第2項の規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（意60条の22第3項）。

- (14) 商標法第41条の2第1項又は第7項の規定により商標権の存続期間満了前5年までに納付すべき登録料（商標権の存続期間満了前5年までに商標

[法第43条の3第2項](#)の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。) ([商42条1項2号](#))

＜期間＞商標権の存続期間の満了前5年までに[第43条の3第2項](#)の商標登録の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内 ([商42条2項](#))

- (15) 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があった後、その請求に係る実用新案登録に基づいて、実用新案登録に基づく特許出願がされたときに、[実用新案法第12条第7項](#)の規定によりその請求がなかったものとみなされたときの実用新案技術評価の請求の手数料 ([実54条の2第1項](#)) <sup>注1</sup>

＜期間＞原則として、[実用新案法第12条第7項](#)の規定による通知から5年以内 ([会計法30条](#)、[31条](#) <sup>注2</sup>)

- (16) 実用新案登録無効審判を実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に取り下げたときの審判の請求の手数料 ([実54条の2第2項](#))

＜期間＞実用新案登録無効審判の請求を取り下げた日から6月以内 ([実54条の2第3項](#))

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、[実用新案法第54条の2第3項](#)に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる ([実54条の2第12項](#))。

- (17) 実用新案登録無効審判の参加の申請を実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に取り下げたときの参加の申請の手数料 ([実54条の2第4項](#))

＜期間＞参加申請を取り下げた日から6月以内 ([実54条の2第7項](#))

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、[実用新案法第54条の2第7項](#)に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる ([実54条の2第12項](#))。

- (18) 実用新案登録無効審判の参加人がその責めに帰することができない理由により実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に実用新案登録無効審判の参加の申請を取下げることができない場合において、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内に参加の申請を取り下げたときの参加の申請の手数料 ([実54条の2第6項](#))

＜期間＞参加申請を取り下げた日から6月以内 ([実54条の2第7項](#))

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、[実用新案法第54条の2第7項](#)に規定する期間内にその請求をす

ることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（[実54条の2第12項](#)）。

- (19) 実用新案登録無効審判の参加の申請を取り下げないときに、実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に実用新案登録無効審判が取り下げられたとき（審判手続を続行したときを除く。）の参加の申請の手数料（[実54条の2第8項](#)）

＜期間＞実用新案登録無効審判の請求を取り下げた日から1年以内（[実54条の2第9項](#)）

ただし、手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、[実用新案法第54条の2第9項](#)に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる（[実54条の2第12項](#)）。

上記（3）から（5）まで及び（7）において、当該手続に対する却下処分を不服として行政不服審査法による審査請求をした場合は、却下処分の手続に係る手数料又は特許料の返還の請求は、決定（却下・棄却）の送達があった日から6月以内、又は審査請求を取り下げたときは取下書の提出日から6月以内であれば認めることとする。

## 2. 過誤納等の手数料又は特許料の返還の手続

過誤納等の手数料又は特許料の返還を受けようとする者は、既納手数料返還請求書（特施規様式第75、実施規様式第14の3、意施規様式第21、商施規様式第23）、既納特許（登録）料返還請求書（特施規様式第73、実施規様式第14の2、意施規様式第20、商施規様式第22）又は個別指定手数料返還請求書（意施規様式第21の2）を特許庁長官に提出しなければならない。

また、特許法施行規則等に定めていない次の表の中欄に掲げる返還の請求を行う場合は、同表の右欄に掲げる書式により既納手数料返還請求書又は既納特許（登録）料返還請求書を作成し、特許庁長官に提出しなければならない。

	返 還 の 請 求	書 式
1	併合納付に係る既納特許料の返還の請求	<a href="#">書式第57</a>
2	現金納付（電子現金納付を含む）に係る未使用の手数料又は特許料の返還の請求	<a href="#">書式第58</a>
3	現金納付（電子現金納付を含む）に係る未使用の手数料又は特許料の返還の請求（多件まとめて請求する場合）	<a href="#">書式第59</a>

（改訂平成28・9）

- 
- ※<sup>1</sup> [特111条1項1号、2項、3項](#)：[意45条](#)において準用
  - ※<sup>2</sup> [特195条1項、12項、13項](#)：[特例法40条7項](#)、[国際出願法18条3項](#)、[国際出願法施行規82条2項](#)において準用
  - ※<sup>3</sup> [現金手続省令7条3項](#)：[特例施行規41条の10](#)において準用
  - ※<sup>4</sup> [特18条の2](#)：[実2条の5第2項](#)、[意68条2項](#)、[商77条2項](#)、[商附則27条2項](#)〔[商附則23条](#)〕、[特例法41条2項](#)において準用
  - ※<sup>5</sup> [特133条の2](#)：[特71条3項](#)〔[実26条](#)、[意25条3項](#)、[商28条3項](#)〔[商68条3項](#)〕〕、[特120条の8第1項](#)〔[特174条1項](#)〕、[特174条2項、3項](#)〔[実45条1項](#)、[意58条4項](#)、[商61条](#)〔[商68条5項](#)〕、[商附則20条](#)〔[商附則23条](#)〕〕、[特174条4項](#)、[実41条](#)、[意52条](#)、[意58条2項](#)〔[商62条1項](#)〔[商68条5項](#)〕〕、[商附則21条](#)〔[商附則23条](#)〕〕、[意58条3項](#)〔[商62条2項](#)〔[商68条5項](#)〕〕、[商56条1項](#)〔[商43条の15第1項](#)〔[商60条の2第1項](#)（[商68条5項](#)）〕、[商68条4項](#)〕〕、[商68条4項](#)〕、[商附則17条1項](#)〔[商附則23条](#)〕において準用
  - ※<sup>6</sup> [商5条の2第5項](#)：[商68条1項](#)において準用

注記の準用条文は括弧を用いて記載されている。

例「[特50条](#)〔[特67条の4](#)、[159条2項](#)〔[特174条2項](#)〕〕」は、  
「[特50条](#)：[特67条の4](#)、[159条2項](#)（[特174条2項](#)において準用）において準用」を表す。

注<sup>1</sup> 返還の請求を要する旨の規定はないが、実務上は、手数料の返還先振込口座の確認のため、予納された見込額からの納付の申出による場合を除き、実用新案技術評価の請求をした者からの返還の申出を求めることとし、[実用新案法第12条第7項](#)の規定による通知の際に返還の申出の手続を促す。

注<sup>2</sup> [会計法31条2項](#)により、消滅時効の中断、停止等は民法の時効の規定が適用される。[実54条の2第1項](#)の返還請求権は、他人による技術評価請求に係る実用新案登録に基づいて特許出願がなされたときに発生するが、[実12条7項](#)の規定による通知の際に返還の申出の手続を促すことにより時効が中断する（[民法147条3号](#)）。したがって、当該通知の後に新たに時効の中断、停止等が生じない限り、当該通知から5年で返還請求権は時効消滅する。